

井原市奨学金返還支援補助金奨学金返還予定者募集要綱

井原市では、大学等へ進学した者が卒業後に本市に定住しながら就業している場合に、在学中に借入れた日本学生支援機構奨学金（第一種）の返済支援を実施し、次代を担う若者を応援できるよう奨学金返還予定者を次のとおり募集します。

1 奨学金返還予定者登録の要件

次に掲げる全ての要件に該当する人を募集対象とします。

- ① 大学等（※1）に進学する本人が井原市に住民登録を有する、または保護者若しくはこれに代わる人のいずれかの人が井原市に住民登録を有する人
- ② 独立行政法人日本学生支援機構第1種奨学金の貸与を受ける見込みである人
- ③ 大学等を卒業後、井原市に定住し、かつ、就労する意思のある人

※1 学校教育法に規定する大学（大学院、短期大学を含む。）、専門職大学、専門職短期大学、高等専門学校（第4、第5学年及び専攻科に限る。）、専修学校（専門課程に限る。）

2 登録募集受付期間

随時受付しています。日本学生支援機構に正式な奨学金借入の申し込みを行う前に申請してください。

※土日・祝祭日、年末年始（12/29～1/3）を除く。

3 補助金の概要

（1） 補助金の額

奨学金を月賦で返還する場合の割賦金額の最初の72月分を返済額（月額15,000円を上限）に応じて最大で108万円を6回（年）に分けて支給

（2） 補助金の交付申請ができる要件

次に掲げる要件①～⑤の全てを満たしている場合に、補助金を受けることができます。

- ① 大学等を卒業し、奨学金返還開始月までに市内に居住しており、引き続き補助金の交付を申請する日まで定住し、かつ、期間の定めのない労働者若しくは1年以上継続して雇用される労働者であって、かつ、雇用保険被保険者（一般被保険者に限る。）、国家公務員共済組合員若しくは地方公務員共済組合員であるもの又は期間の定めなく自営業を営んでいる事業主若しくはその従業員（以下「常用雇用者」という。）であって、補助金の交付を申請する日以前の1年間に於いて、その期間の2分の1以上の期間就業していること。

- ② 奨学金の返還に滞納がないこと。
- ③ 他団体から重複して奨学金の返還支援を受けていないこと。
- ④ 市税等の滞納がないこと。
- ⑤ 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過していない者でないこと。

4 奨学金返還予定者登録の手続き

次の書類を募集期間内に持参又は郵送で提出して下さい。（この手続きは、日本学生支援機構に正式な奨学金の借入手続きをする前に行って下さい。）

- ① 井原市奨学金返還支援補助金に係る奨学金返還予定者登録申請書（様式第1号）
- ② これから大学等に進学する予定又は進学した人で、既に日本学生支援機構第一種奨学金の採用候補者の決定を受けている人は、大学等奨学生採用候補者決定通知の写し
- ③ それ以外の人は、奨学生証の写し

5 提出・問い合わせ先

〒 715-8601

岡山県井原市井原町311番地1

井原市教育委員会 教育総務課

電話（0866）62-9531（平日 8時30分から17時15分）

Mail ksoumu@city.ibara.lg.jp